



目次	ページ
規則	
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (12・23揭示)	1
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の 一部を改正する規程	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を 改正する規則 (12・23揭示)	3
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 の一部を改正する規則 (12・23揭示)	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一 部を改正する規則 (12・23揭示)	4
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規 則	5

-----  
規 則  
-----

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年12月28日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第73号**

**高知県会計規則の一部を改正する規則**  
高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第22条第3項中「歳入徴収者」を「法第231条の2の2の規定  
に基づき歳入を納付しようとする者が指定納付受託者に納付を委  
託した場合及び歳入徴収者」に、「調定」を「調定（知事が別に  
定めるものに限る。）」に改める。

第41条の3の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託  
者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の  
2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に  
改め、同条第2項を削る。

附則に次の1項を加える。  
(指定代理納付者が納付した場合の歳入の調定)

5 第22条第3項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律

(令和3年法律第7号) 附則第19条第2項の規定により、令和  
5年3月31日までの間は、なお従前の例によることとされた同  
法第6条の規定による改正前の法第231条の2第6項に規定す  
る指定代理納付者が同項の規定に基づき納入義務者の歳入を納  
付した場合（知事が別に定める場合に限る。）について適用す  
る。

**附 則**  
この規則は、令和4年1月4日から施行する。

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のよ  
うに定める。

令和3年12月23日（揭示済）  
高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第9号**

**高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程**  
高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規  
程第8号）の一部を次のように改正する。  
第30条第1項の表を次のように改める。

原因	承認を与える期間
1 地震、水害、火災その 他の災害又は交通機関の 事故等による職員の著し い出勤困難	その都度必要があると認める時 間
2 地震、水害、火災その 他の災害又は交通機関の 事故等の際の職員の退勤 途上における身体の危険 回避	その都度必要があると認める時 間
3 地震、水害、火災その 他の災害による職員の現 住居の滅失又は損壊等 (地震、水害、火災その 他の災害により次のい ずれかに該当する場合 その他これらに準ずる場 合で、職員が勤務しない ことが相当であると認め られるとき。) ア 職員の現住居が滅失	1週間を超えない範囲内でその 都度必要があると認める期間

し、又は損壊した場合 で、当該職員がその復 旧作業等を行い、又は 一時的に避難している とき。 イ 職員及び当該職員と 同一の世帯に属する者 の生活に必要な水、食 料等が著しく不足して いる場合で、当該職員 以外にはそれらの確保 を行うことができない とき。	
4 裁判員、証人、鑑定 人、参考人等として、国 会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ の出頭	その都度必要があると認める時 間
5 選挙権その他公民とし ての権利行使	その都度必要があると認める時 間
6 地方公務員法第42条の 規定によりあらかじめ計 画された能率増進計画の 実施	計画の実施に伴い必要があると 認める時間
7 女性職員の生理（生理 日において勤務すること が著しく困難である者が 請求した場合）	その都度必要があると認める期 間。ただし、2日を超えるとき は、その超える期間について は、前条の規定による。
8 職員の結婚	その都度必要があると認める 日。ただし、5日を超えること ができない。
8の2 不妊治療（職員が 不妊治療に係る通院等 のため勤務しないことが相 当であると認められる場 合）	一の年につき5日（当該通院等 が体外受精その他の公営企業局 ため勤務しない場合であつては、10 日）を超えない範囲内でその都 度必要があると認める日又は時 間

9 妊娠障害（妊娠中の女性職員が、妊娠障害のため勤務することが著しく困難である場合）	妊娠の期間中10日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	いて、職員以外に看護者がいないと認められるとき。	ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間
10 妊産婦の健康診断（妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合）	妊娠6月（1月は28日として計算する。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める時間	14 配偶者の出産 出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間の全てについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）。	
11 妊婦の通勤緩和（妊娠中の女性職員が、通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。)	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要があると認める時間	15 育児（職員が生後1年6月に達しない生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。)		
12 職員の分べん	ア 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から出産の日までの期間 イ 出産の日の翌日から8週間（多胎妊娠の場合にあっては、10週間）。ただし、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日の出産の場合にあっては、10週間	16 看護 ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合にお	17 短期の介護（次に掲げる要介護者（第32条第1項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合） ア 要介護者の介護 イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話	一の年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間
13 男性職員の育児参加（職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	イ 一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間	18 骨髄又は末梢血幹細胞	その都度必要があると認める日

<p>の提供（職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。）</p>	<p>又は時間</p>
<p>19 社会に貢献する活動（職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。）        ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動        イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で公営企業局長が別に定めるものにおける活動</p>	<p>一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間</p>

<p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動        エ 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動</p>	
<p>20 父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後15年以内のものに限る。）</p>	<p>その都度必要があると認める場合において、1日</p>
<p>21 忌引</p>	<p>別表第2に定める期間内において必要があると認める期間</p>

第30条第3項中「同項の表の」を「同項の表の8の2の項、」に改める。  
 第31条中「前条第1項の表の8の項、9の項」を「前条第1項の表の8の項から9の項まで」に改める。

**附 則**  
 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 令和3年12月28日  
 高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第10号  
 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

2 前項に規定する職員が心身に著しい負担を与えるものとして公営企業局長が別に定める作業に従事したときの感染症病室内作業手当の額は、同項に規定する感染症病室内作業手当の額に、当該作業に従事した日1日につき290円を加算した額とする。

**附 則**

（施行期日）  
 1 この規程は、令和3年12月28日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この規程による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の勤務（施行日の前日に開始した施行日における勤務を除く。）に係る感染症病室内作業手当の支給について適用し、施行日前の勤務（施行日の前日に開始した施行日における勤務を含む。）に係る感染症病室内作業手当の支給については、なお従前の例による。

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
 -----

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和3年12月23日（揭示済）  
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第30号  
 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表1の項中「(1)」を「1」に改め、同表2の項中「(2)」を「2」に改め、同表3の項中「(3)」を「3」に改め、同表4の項中「(4)」を「4」に改め、同表5の項中「(5)」を「5」に改め、同表6の項中「(6)」を「6」に改め、同表7の項中「(7)」を「7」に改め、同表8の項中「(8)」を「8」に改め、同表8の項の次に次のように加える。

|                                                        |                                                                                            |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>8の2 不妊治療（職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合）</p> | <p>一の年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間</p> |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|

第13条第1項の表9の項中「(9)」を「9」に改め、同表10の項中「(10)」を「10」に改め、同表11の項中「(11)」を「11」に改め、同表12の項中「(12)」を「12」に改め、同表13の項中「(13)」を「13」に改め、同表14の項中「(14)」を「14」に改め、同表15の項中「(15)」を「15」に改め、同表16の項中「(16)」を「16」に改め、同表17の項中「(17)」を「17」に改め、同表18の項中「(18)」を「18」に改め、同表19の項中「(19)」を「19」に改め、同表20の項中「(20)」を「20」に改め、同表21の項中「(21)」を「21」に改め、同条第3項中「同項

の表の」を「同項の表の8の2の項、」に改める。  
第14条中「前条第1項の表の8の項、9の項」を「前条第1項の表の8の項から9の項まで」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月23日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第31号**

**公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項中「(1)」を「1」に改め、同表2の項中「(2)」を「2」に改め、同表3の項中「(3)」を「3」に改め、同表4の項中「(4)」を「4」に改め、同表5の項中「(5)」を「5」に改め、同表6の項中「(6)」を「6」に改め、同表7の項中「(7)」を「7」に改め、同表8の項中「(8)」を「8」に改め、同表8の項の次に次のように加える。

|                                                 |                                                                                     |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 8の2 不妊治療（職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合） | 一の年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

第12条第1項の表9の項中「(9)」を「9」に改め、同表10の項中「(10)」を「10」に改め、同表11の項中「(11)」を「11」に改め、同表12の項中「(12)」を「12」に改め、同表13の項中「(13)」を「13」に改め、同表14の項中「(14)」を「14」に改め、同表15の項中「(15)」を「15」に改め、同表16の項中「(16)」を「16」に改め、同表17の項中「(17)」を「17」に改め、同表18の項中「(18)」を「18」に改め、同表19の項中「(19)」を「19」に改め、同表20の項中「(20)」を「20」に改め、同表21の項中「(21)」を「21」に改め、同条第3項中「同項の表の」を「同項の表の8の2の項、」に改める。

第13条中「前条第1項の表の8の項、9の項」を「前条第1項の表の8の項から9の項まで」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月23日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第32号**

**警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項中「(1)」を「1」に改め、同表2の項中「(2)」を「2」に改め、同表3の項中「(3)」を「3」に改め、同表4の項中「(4)」を「4」に改め、同表5の項中「(5)」を「5」に改め、同表6の項中「(6)」を「6」に改め、同表7の項中「(7)」を「7」に改め、同表8の項中「(8)」を「8」に改め、同表8の項の次に次のように加える。

|                                                 |                                                                                     |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 8の2 不妊治療（職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合） | 一の年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

第12条第1項の表9の項中「(9)」を「9」に改め、同表10の項中「(10)」を「10」に改め、同表11の項中「(11)」を「11」に改め、同表12の項中「(12)」を「12」に改め、同表13の項中「(13)」を「13」に改め、同表14の項中「(14)」を「14」に改め、同表15の項中「(15)」を「15」に改め、同表16の項中「(16)」を「16」に改め、同表17の項中「(17)」を「17」に改め、同表18の項中「(18)」を「18」に改め、同表19の項中「(19)」を「19」に改め、同表20の項中「(20)」を「20」に改め、同表21の項中「(21)」を「21」に改め、同条第3項中「同項の表の」を「同項の表の8の2の項、」に改める。

第13条中「前条第1項の表の8の項、9の項」を「前条第1項の表の8の項から9の項まで」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第33号**

**職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6を次のように改める。

6 感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）

| 支給の対象                                                                                                                                                                                                                                                    | 金額            | 備考                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 本庁、福祉保健所、衛生環境研究所又は家畜保健衛生所に勤務する職員が、次に掲げる感染症その他高度の伝染性を有する疾病として知事が指定するものの防疫の作業又は治療（以下この表の6の表において「感染症防疫作業等」という。）に従事したとき。<br>（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項又は第3項に規定する感染症<br>（2）家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表に規定する流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ症又は鼻そ | 1日当たり<br>290円 | 職員の条例第13条第2項の表備考4の人事委員会規則で定める作業は、感染症防疫作業等のうち（1）に掲げる感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う防疫の作業とする。 |
| 2 職員が、家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に限る。以下この表の6の表において「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業その他人事委員会が定める作業に従事したとき。                                                                            | 1日当たり<br>380円 |                                                                                    |
| 3 職員が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（2の作業を除く。）で人事委員会が定めるものに従事したとき。                                                                                                                                                                                                | 1日当たり<br>290円 |                                                                                    |

別表第1の17の表中「第13条第2項の表備考5」を「第13条第2項の表備考6」に、「同備考5」を「同備考6」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。